

## 短時間労働者の就業促進のための支援を拡充します。

### ～キャリアアップ助成金の拡充～

就業調整を防ぎ、社会保険の適用拡大を円滑に進める観点から、**短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすこと**を通じ、人材確保を図る意欲的な事業主を支援します。

(参考) キャリアアップ助成金について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

#### 現行制度 (平成 28 年 4 月から)

##### ① 賃金規定等改定 (処遇改善コース)

( ) は中小企業以外の額

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を 2%以上増額改定し、昇給した場合に対象労働者数により規定の額を支給 1人当たり **3万円 (2万円) ~30万円 (20万円)**

##### ②短時間労働者の労働時間延長 (処遇改善コース)

( ) は中小企業以外の額

○ 短時間労働者の週所定労働時間を 25 時間未満から 30 時間以上に延長し社会保険を適用した場合 1人当たり **20万円 (15万円)**

#### 平成 28 年 10 月から「② 短時間労働者の労働時間延長 (処遇改善コース)」

が拡充されます

##### ②短時間労働者の労働時間延長 (処遇改善コース)

( ) は中小企業以外の額

○ 短時間労働者の週所定労働時間を **5 時間以上延長し**社会保険に適用した場合 **<拡充>**  
1人当たり **20万円 (15万円)**

※ 本年 10 月から被用者保険の被保険者が 501 人以上の企業 (適用拡大対象企業) を対象に被用者保険の適用拡大が実施され、適用となる労働者の週所定労働時間の要件が「週 30 時間以上」から「週 20 時間以上」に変更されます。(社会保険の適用拡大について、詳細はこちら↓)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/> (厚生労働省年金局 HP)

※ 今回の支給要件の変更により、引き続き適用拡大対象企業も利用することが可能となり、その他の企業でも対象労働者の範囲が広がり (週 25 時間以上週 30 時間未満も利用可)、より利用しやすくなります。

※ 具体的な対象労働者は、**適用拡大対象企業の「週 20 時間未満の方」** (週 20 時間以上の方で収入要件等により社会保険に適用していない場合を含む)、**その他の企業 (500 人以下) の「週 30 時間未満の方」** となります。

※ **適用拡大対象企業は、10 月 1 日付の契約 (適用) まで変更前の制度 (週 25 時間未満から週 30 時間以上に延長し社会保険適用) を利用することができます。**

○ 上記① 賃金規定等改定と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1~4 時間以上でも助成 **<新規>**

※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要**です。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要になる場合があります。

※ **その他の支給要件等もありますので、まずは千葉労働局、ハローワークにお問い合わせください。**  
(支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)

#### 【お問い合わせ先】

千葉労働局職業安定部職業対策課分室

電話 : 043-441-5678 FAX : 043-224-0780